

まおい学びのさと中学校学則

第1章 総則

- 第1条 本校はまおい学びのさと中学校と称し、学校法人学びのさと自由が丘学園がこれを設置する。
第2条 本校は夕張郡長沼町東2線北15番地におく。
第3条 本校は学校教育法に基づき、中学校の教育を行うことを目的とする。

第2章 収容定員

- 第4条 課程の組織及び収容定員

課程、学科 収容定員の 状況等	課程	学科名	収容定員			年間授業時間数等
			第1学年	第2学年	第3学年	
	普通	中等科	20	20	20	1015時間

第3章 修業年限、学年、学期、授業日及び休日

- 第5条 修業年限は3か年とする。
第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
第7条 学年を分けて次の2学期とする。
前期 4月1日から9月30日まで。
後期 10月1日から3月31日まで。
第8条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。
第9条 休業日は、次のとおりとする。
(1) 休業日
イ. 土曜日、日曜日。
ロ. 国民の祝日に関する法律に定める日。
ハ. 本校の創立記念日。
ニ. 夏季休業日 7月20日から8月31日までの間において30日以内
ホ. 冬季休業日 12月20日から1月31日までの間において30日以内
ヘ. 学年末休業日 3月20日から4月10日までの間において14日以内
(2) 教育上・学校運営上特に必要と校長が判断したとき、休業日に授業を行うことがある。この場合授業日と休業日を振り替える。
(3) 校務の運営上やむを得ないと校長が判断したとき、臨時に授業を行わないときがある。

第4章 入学、転学、転入学等

- 第10条 本校に入学することのできる者は、義務教育中学校年齢に達した者とする。
第11条 入学者は、原則、まおい学びのさと小学校の卒業児童とし、本校所定の入学希望書を、指定期日までに提出しなければならない。
第12条 入学許可は、本校職員会議の決定に従い校長が許可する。
第13条 入学許可を受けたものは、保護者及び保証人と連署した本校所定の書類を、指定期日までに提出しなければならない。
2 前項に定める手続きを、指定期日までに行わない者については、校長は入学許可を取り消す。
第14条 生徒が疾病、家庭事情その他のやむを得ない事情で転学・退学しようとする場合は、保護者はその理由を具して届けなければならない。
第15条 定員に欠員が生じた場合、職員会議の決定を経て、特例として転入学を受け入れることができる。

第5章 教育課程、成績評価、卒業

- 第16条 教育課程は別表のとおり教科並びに教科以外の教育活動により編成する。
第17条 学習結果の評価は、定期的なもののほか、平素の授業中にも適宜行い、学期末及び学年末には総合的な学習評価を行う。
第18条 生徒が本校所定の卒業認定基準を満たしたと認められたとき、校長は卒業証書を授与する。

第6章 保護者及び保証人

第19条 保護者は親権者又は後見人とする。

- 2 保証人は保護者以外の者で、独立の生計を営む成年者とする。
- 3 保護者は生徒に関する一切の責任を持つ。保証人は、授業料等を保護者が納めることができない場合これに代わって授業料等納入の責任を負う。
- 4 保護者及び保証人に関し、変更のあった場合は保護者及び保証人は速やかにその旨を届けなければならない。

第7章 教職員

第20条 本校に校長、副校長、教諭、養護教諭、事務職員、その他必要な職員をおく。

- 2 教職員に関する必要な事項は別に定める。

第8章 授業料等

第21条 授業料、施設教材費等は次のとおりとする。

- (1) 授業料（月額） 35,000 円
- (2) 入学料 200,000 円（内部進学者は入学料免除）
- (3) 施設教材費（月額） 10,000 円
- (4) 暖房費（11月から3月）、預かり金など 別途定める。

第22条 在籍中は、出席に関わらず授業料等を所定期日までに納入しなければならない。

- 2 生徒の欠席が長期に渡るときは、前項の規定にかかわらず、授業料等の納入を猶予又は減免することがある。
- 3 経済的理由により授業料等の納入が困難な者で、本校の教育を希望する者に対しての奨学金制度に関しては別に定める。

第23条 正当な理由がなく、授業料等毎月の納入額を1カ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合、退学を命じることがある。

第24条 既に納入した納入金はいかなる理由があっても返還しない。

第25条 生徒の活動、保護者の活動、地域の活動等に伴う費用で、その徴収の委託を受けたものについては、第21条の納入金と同一に徴収することができる。

第9章 賞罰

第26条 生徒が、その学業、性行ともすぐれ他の模範となるときは、褒賞することがある。

第27条 生徒がこの学則その他本校の定める諸規則を守らずその本分にもとる行為のあったときは、懲戒を加えることがある。

- 2 懲戒のうち、訓告は、校長が行うものとする。
- 3 前項の訓告は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みが厳しいと認められる者
 - (2) 正当な理由がなく出席常でない者
 - (3) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 4 第1項の懲戒を加えるときは、生徒の心身の発達に応じる等教育上必要な配慮をしなければならない。
- 5 訓告以外の懲戒処分は原則行わない。場合により保護者・理事会とも調整する。

付則

- 1 校長は、この学則の実施に関して必要な事項を別に定める。
- 2 この学則実施にとって不十分な部分については、関連する法令各条を準用する。
- 3 この学則は、令和8年4月から施行する。